

論点① 必要な介護サービスを提供できる体制

論点①

(送迎コスト増に対する報酬上の対応)

- 中山間地域等においては、冬期の送迎時間の長時間化など、送迎に係る負担が大きいことを踏まえ、令和8年度老健事業において把握される実態も勘案しつつ、どのような対応が考えられるか。

⇒ 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

対応案

(入浴介助を目的とする短時間サービスの評価)

- 中山間地域等の入浴介助を目的とした介護サービス事業者が存在しない地域であること等を要件に、例外的に通所介護等において、入浴介助を目的とするサービスを認めることを検討してはどうか。

(入浴介助加算の見直し)

- 入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件の医師等の訪問について、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して浴室等の環境等を把握する方法について、医師等が訪問することが困難な場合に限定せずに認めることを検討してはどうか。
- また、昨今の水道光熱費等の物価高騰に加えて、人材確保の観点から入浴介助加算の単価設定を見直すことを検討してはどうか。

論点① 必要な介護サービスを提供できる体制

論点①

(入浴介助を目的とする短時間サービスの評価)

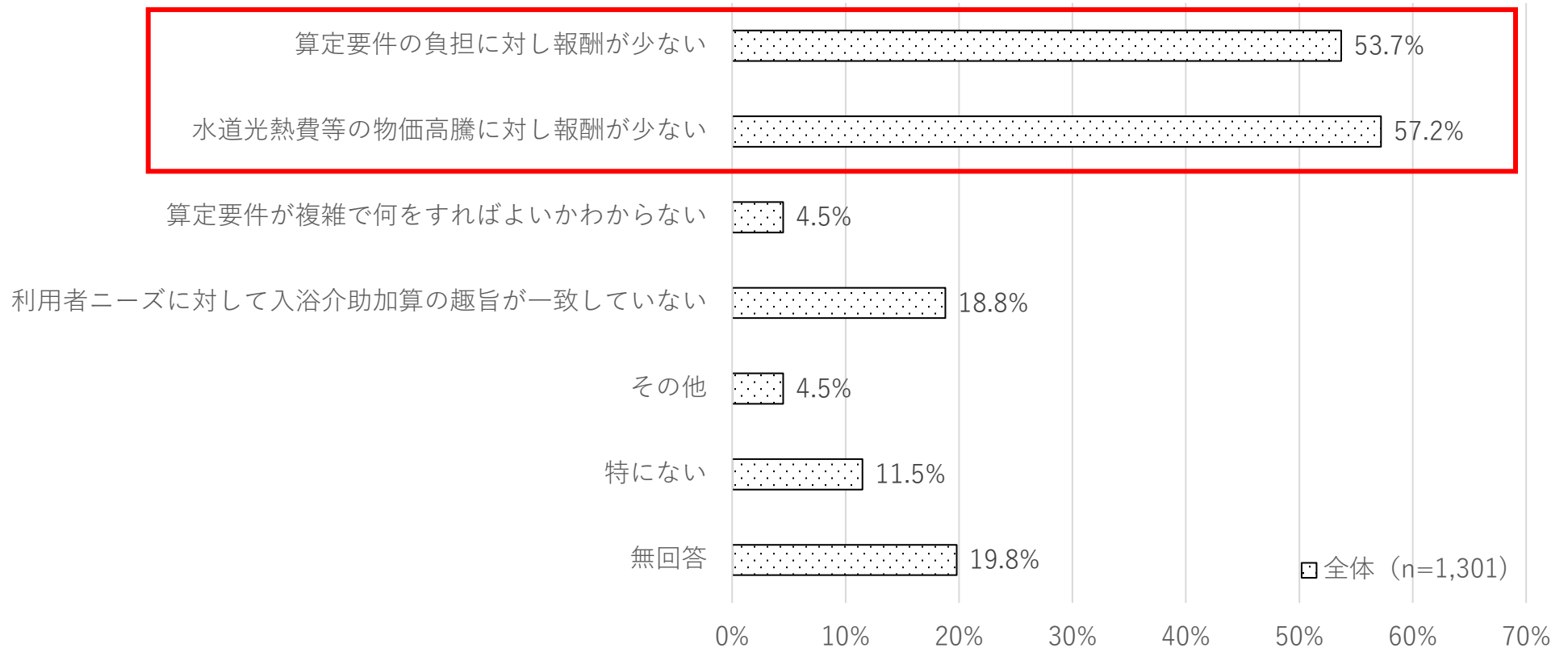
- 通所系サービスにおいては、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではないといった通所系サービスの本来の目的に照らし、2時間以上3時間未満の利用については、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であることを要件として可能としている。
- 一方で、現在、中山間地域等においては、訪問入浴介護事業所数は減少傾向にあり、通所介護において短時間で入浴のみを利用したいとの相談があった事業所が約5割であり、そのうちの地域に訪問入浴介護等の入浴介助に係るサービスが不足していることを理由としたものが約1割程度となっている。特に中山間地域等では入浴サービスに係る社会資源が不足しており、利用ニーズの需要は多いものの必要とするサービスが受けられないケースもある。
- 加えて、令和8年地方分権改革に関する提案においても、訪問入浴介護が不足している地域におけるサービスの代替として、通所介護事業所の入浴介助を受けることを目的とした短時間利用を認めるよう明確化が求められている。
- こうしたことを踏まえ、社会資源が不足している中山間地域等において、入浴のニーズを満たすためにどのような対応が考えられるか。

(入浴介助加算の見直し)

- 入浴介助加算の算定の課題として、昨今の水道光熱費等の物価高騰により、報酬単価が実態に見合っていないなどにより、事業所運営に大きな影響を与えている実態がある。
- また、入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴が出来るようになることを目的とし、原則として医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室の環境等を評価することとしているが、算定していない理由として、利用者の居宅を訪問し評価や助言等を行う医師等の確保・連携や、医師等が利用者宅を訪問し、評価をする時間の確保が困難であるとの意見も多い。
- こうした状況を踏まえ、利用者ケアの質を確保しつつ、人材を有効的に活用するという観点から、入浴介助加算に関する評価の見直しについて、どのような対応が考えられるか。

入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定にあたっての課題

○ 入浴介助加算（Ⅰ）または（Ⅱ）の算定にあたっての課題として多いのは、「水道光熱費等の物価高騰に対し報酬が少ない」（57.2%）、「算定要件の負担に対し報酬が少ない」（53.7%）であった。



通所介護・地域密着型通所介護 入浴介助加算（Ⅱ）の算定

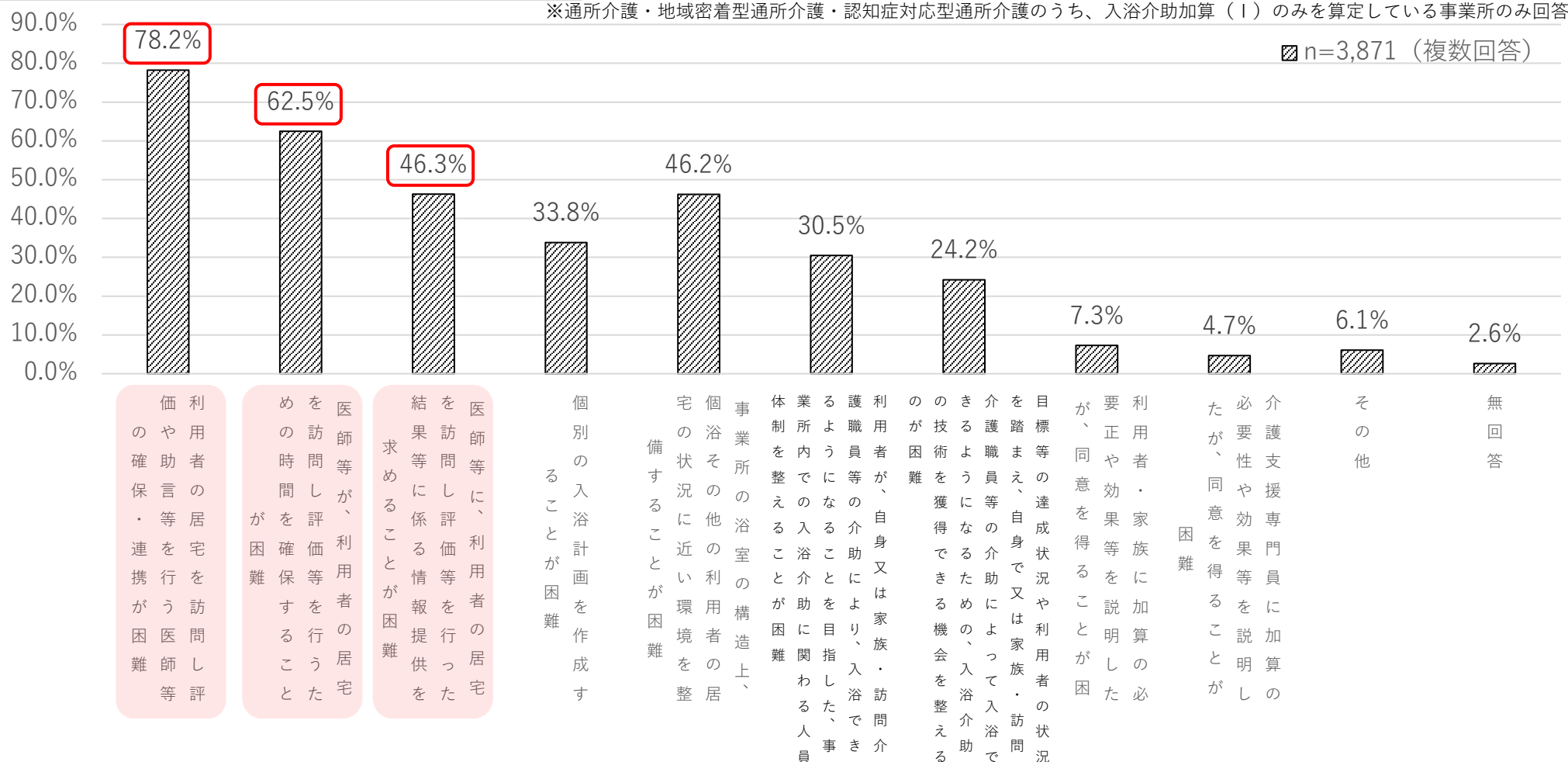
社保審－介護給付費分科会

資料 1

第258回（R8.6.15）

- 入浴介助加算（Ⅱ）を算定していない理由としては、「利用者の居宅を訪問し評価や助言等を行う医師等の確保・連携が困難」が78.2%でもっとも割合が高く、次いで、「医師等が、利用者の居宅を訪問し評価や助言等を行うための時間を確保することが困難」が62.5%、「医師等に、利用者の居宅を訪問し評価等を行った結果等に係る情報提供を求めることが困難」が46.3%であった。

入浴介助加算（Ⅱ）を算定していない理由



入浴介助加算（Ⅱ）の算定にあたり、利用者の居宅を訪問している職種

- 入浴介助加算（Ⅱ）の算定にあたり、利用者の居宅を訪問しているとして回答が多かった職種は、介護福祉士（68.1%）、機能訓練指導員（24.7%）、理学療法士（22.9%）であった。

